

防火管理講習修了者以外で防火管理者として認められる方

【消防法施行令第3条・消防法施行規則第2条】

下記の資格等に該当される方は、講習を受けなくても防火管理者として認められます。
なお、届出の際は、資格を証する書面の添付等が必要となるので、届出時の手続き要領等は、管轄する消防署にお問い合わせください。

- ・ 学校教育法による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、一年以上防火管理の実務経験を有する者
- ・ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった者
- ・ 労働安全衛生法に規定する安全管理者として選任された者
- ・ 防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- ・ 危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
- ・ 鉱山保安法の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された者
- ・ 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
- ・ 警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
- ・ 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの
- ・ 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
- ・ その他消防庁長官が定める者